

浜田市告示第 88 号

浜田市商業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 14 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市商業支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市商業支援事業補助金交付要綱（平成 17 年浜田市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号及び第 6 号を削る。

第 3 条中「次に掲げるもの」を「市内において開業をし、市内商業機能の維持及び向上に資するもの（以下「小売店等開業支援事業」という。）」に改め、同条各号を削る。

第 9 条第 2 項中「第 3 条第 1 号に規定する小売店等開業支援事業を実施した」を削る。

別表商業環境整備事業の項及び移動販売支援事業の項を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 14 日から施行する。